①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																				
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	１．就学援助制度の周知方法																２．就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
30	30	30	30	30	28	1	25	20	9	11	12	16	27	0	8	8	10	20	11	9	7	17	3	6	6
新潟県	新潟市	教育委員会事務局　学務課	025-226-3168	gakumu@city.niigata.lg.jp	https://www.city.niigata.lg.jp/		○	○	○	○		○	○				○		・援助対象となる年間所得の目安額，各費目の援助額などを記載した周知チラシを，毎年度，全児童生徒の保護者に配付。 ・外国語情報誌に制度を掲載。 ・転入者には必ず制度を説明。	○				○	学校から小学校1年生の保護者全員に申請書を配布。また，前年度の援助対象者には申請情報を印字済みの申請書を配布。
新潟県	長岡市	教育委員会　学務課	0258-39-2239	gakumu@kome100.ne.jp	http://www.city.nagaoka.niigata.jp		○	○	○			○	○					○	周知に漏れがないよう、全児童生徒の保護者へお知らせを配布している。 目につくようタイトルのフォントサイズを大きくしている。			○			
新潟県	三条市	三条市教育委員会　小中一貫教育推進課	0256-45-1112	ikkankyouiku@city.sanjo.niigata.jp	https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/sanjoukyouiku/kyoikuiinkaijimukyoku/shochuikkankyoikusuishinka/tetuzuki/11241.html		○	○		○	○	○						○		○	○	○	○	○	前年度受給者で、区域外就学者へ案内及び申請書を教育委員会から郵送
新潟県	柏崎市	柏崎市教育委員会　学校教育課	0257-21-2366	gakkyo@city.kashiwazaki.lg.jp	http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/gakuji/kyoiku/kyoiku/shugaku/1904221340.html		○			○		○	○				○		・援助対象となる年間所得の目安額を記載している。 ・制度案内チラシは目立つようＡ３の色上質紙を使用し、学校で申請書をチラシに挟み、配布している。			○		○	ウ．の補足：申請書と併せて制度案内を全児童生徒に配布。 柏崎市ホームページからダウンロードできるように申請書様式を掲載。
新潟県	新発田市	新発田市教育委員会　学校教育課	0254-22-9532	gakokyoiku@city.shibata.lg.jp	http://www.city.shibata.lg.jp/		○	○	○			○	○		○	就学時健康診断の案内送付時に新入学児童学用品費等の入学前支給の書類を配布	○					○			
新潟県	小千谷市	学校教育課　学事係	0258-83-3519	school@city.ojiya.lg.jp	http://www.city.ojiya.niigata.jp/		○	○		○		○	○				○		援助対象となる年間所得の目安額等を記載。 転入者には必ず就学援助制度を説明している。			○			
新潟県	加茂市	学校教育課	0256-52-0080	gakkyo@city.kamo.niigata.jp	http://www.city.kamo.niigata.jp/index.htm		○	○				○	○					○		○	○				
新潟県	十日町市	子育て教育部　教育総務課　庶務係	025-757-3118	t-edu-somu@city.tokamachi.lg.jp	http://www.city.tokamachi.lg.jp/kosodate_gakko/B001/B002/1454068607706.html		○	○	○	○	○	○	○					○		○		○	○		
新潟県	見附市	教育委員会学校教育課	0258-62-1700	gakkyou@city.mitsuke.niigata.jp	http://www.city.mitsuke.niigata.jp/4681.htm		○	○		○		○	○					○	案内文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載			○			
新潟県	村上市	村上市教育委員会　学校教育課	0254-72-6882	info@city.murakami.lg.jp	http://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/75/syuugaku-ennjyo.html		○	○	○			○	○				○			○	○				
新潟県	燕市	燕市教育委員会学校教育課	0256-77-8211	edu_gakkou@city.tsubame.lg.jp	http://www.city.tsubame.niigata.jp		○	○			○		○		○	児童手当の現況届受付時に就学援助制度の案内を配付	○		（1）の周知に加え、世帯構成に変更があった場合にも制度について説明している。			○			
新潟県	糸魚川市	教育委員会事務局こども教育課庶務係	025-552-1511	kokyo@city.itoigawa.lg.jp	http://www.city.itoigawa.lg.jp/		○	○	○			○	○				○					○			
新潟県	妙高市	こども教育課	0255-74-0037	kodomokyoiku@city.myoko.lg.jp	http://www.city.myoko.niigata.jp/		○				○	○	○					○				○			
新潟県	五泉市	新潟県　五泉市教育委員会　学校教育課	0250-43-3911	gakukyou@city.gosen.lg.jp	https://www.city.gosen.lg.jp/		○	○		○	○		○					○				○			
新潟県	上越市	上越市教育委員会　学校教育課	025-545-9244	j-gaku@city.joetsu.lg.jp	https://www.city.joetsu.niigata.jp/		○	○		○		○	○		○	学期ごとに市内全学校の全児童生徒へ制度案内を配布		○	学期ごとに市内全学校の全児童生徒へ制度案内を配布			○			
新潟県	阿賀野市	学校教育課	0250-62-2790	gaku-kyou@city.agano.lg.jp	http://www.city.agano.niigata.jp		○				○		○				○		重要と思われる文言には字体を強調、下線を引くなど目につくようにしている。				○		
新潟県	佐渡市	学校教育課	0259-58-7355	k-gakko@city.sado.niigata.jp	https://www.city.sado.niigata.jp/l_guide/c_stage/kyouiku/ap_01.shtml		○	○				○	○		○	小学校就学予定者へ個別に郵送（入学前支給受給申請書に同封）	○		全児童生徒に申請書を配布し、全児童生徒から提出してもらう。			○			
新潟県	魚沼市	教育委員会事務局学校教育課	025-794-6072	gakkokyoiku@city.uonuma.lg.jp	https://www.city.uonuma.niigata.jp/		○	○		○		○	○					○						○	各学校で制度案内を配布後、希望者に各学校・教育委員会・市役所窓口で申請書を配
新潟県	南魚沼市	教育委員会　学校教育課	025-773-6700	gakusyomu@city.minamiuonuma.lg.jp	http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/	https://www.facebook.com/city.minamiuonuma	○	○			○		○		○	就学時健康診断の案内送付時に、就学援助制度案内を同封して送付。	○		・援助対象となる年間所得の目安額等を記載，各費目の援助額や年間総援助額の記載 ・外国語の申請書を作成 ・進級前に1回、進級後（新年度）に1回の計2回案内配布 ・離婚届け提出時にお渡しする手続き案内に就学援助制度について記載			○			
新潟県	胎内市	胎内市教育委員会　学校教育課	0254-47-2711	gakuji2@city.tainai.lg.jp	http://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/gakko/syuugakuenjo.html		○		○	○	○		○					○	全児童生徒にお知らせ・申請書（兼確認書）を配布し、申請の有無にかかわらず提出してもらっている。			○			
新潟県	聖籠町	聖籠町教育委員会　子ども教育課	0254-27-1965	e-gakkou@town.seiro.niigata.jp	http://www.town.seiro.niigata.jp			○							○	毎年度全児童生徒に対して学校で就学援助制度の案内文書を配布（6月）		○			○				
新潟県	弥彦村	教育課　子ども教育係	0256-94-1021	kyouiku@vill.yahiko.niigata.jp	http://www.vill.yahiko.niigata.jp		○					○	○					○				○			
新潟県	田上町	田上町教育委員会	0256-57-6114	t1141@town.tagami.lg.jp	http://www.town.tagami.niigata.jp/		○	○										○		○	○			○	年度初めに、教育委員会から前年度認定保護者に申請書を配布
新潟県	阿賀町	阿賀町教育委員会学校教育課	0254-92-2561	gakkokyo@town.aga.lg.jp	http://www.town.aga.niigata.jp/			○	○		○		○					○		○	○				
新潟県	出雲崎町	教育委員会教育課庶務学校教育係	0258-78-2250	syomugakou@town.izumozaki.niigat	http://www.town.izumozaki.niigata.jp		○						○		○	年度当初に保護者向けのお知らせ文書で周知		○			○				
新潟県	湯沢町	子育て教育部教育課学校教育係	025-784-2211	kyouiku@town.yuzawa.lg.jp	https://www.town.yuzawa.lg.jp		○	○			○	○	○					○				○			
新潟県	津南町	教育委員会子育て教育班	025-765-3118	kyoiku@town.tsunan.lg.jp	http://town.tsunan.niigata.jp/site/kyoiku/yohogo.html		○		○		○		○					○		○					
新潟県	刈羽村	刈羽村教育委員会　教育課	0257-45-3933	kyouiku@vill.kariwa.lg.jp	http://www.vill.kariwa.niigata.jp/www/index.jsp					○			○					○					○		
新潟県	関川村	教育課	0254-64-1491	gakko-kyoiku@vill.sekikawa.lg.jp							○		○					○		○					
新潟県	粟島浦村	粟島浦村教育委員会	0254-55-2111	kyoiku@vill.awashimaura.lg.jp											○	人口が極端に少なく、今のところ困難な家庭は存在しない。 今後、そのような家庭が出てくれば個別に対応する。		○						○	人口が極端に少なく、今のところ困難な家庭は存在しない。今後、そのような家庭が出てくれば個別に対応する。

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ、タ、チを選択した場合	（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．Ｐ・Ｔ・Ａ会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，恩恵，被恵等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の算定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税額の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍				
30	30	25	26	25	21	21	22	8	7	20	20	8	8	8	18	13	5	11	0	7	28	0	7	0		
新潟県	新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				25%未満	25%未満
新潟県	長岡市	○	○	○	○	○	○										○				1.3				15%未満	15%未満
新潟県	三条市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2				15%未満	15%未満
新潟県	柏崎市	○	○	○		○	○			○	○							○		○	1.3		生活状況が極めて悪く、教育委員会が就学に支障があると認めた者。		15%未満	15%未満
新潟県	新発田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.42				20%未満	20%未満
新潟県	小千谷市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3				15%未満	15%未満
新潟県	加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		病気、災害等特別な事情により経済的に困窮していると認められる者		15%未満	15%未満
新潟県	十日町市		○	○			○											○			1.3				15%未満	15%未満
新潟県	見附市																○				1.3				15%未満	15%未満
新潟県	村上市																	○			1.3				20%未満	20%未満
新潟県	燕市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○	○			1.3				20%未満	20%未満
新潟県	糸魚川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3				15%未満	10%未満
新潟県	妙高市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○					1.3				20%未満	20%未満
新潟県	五泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		病気・災害等の理由により経済的に困窮していると教育委員会が認めた者		15%未満	15%未満
新潟県	上越市	○	○	○												○					1.3				15%未満	15%未満
新潟県	阿賀野市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○	○				1.5				15%未満	15%未満
新潟県	佐渡市	○	○														○				1.3				25%未満	25%未満
新潟県	魚沼市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.1				15%未満	15%未満
新潟県	南魚沼市	○	○	○	○					○	○				○	○				○	1.3		国民健康保険税の減免、児童扶養手当の全部支給		10%未満	10%未満
新潟県	胎内市	○	○	○	○	○	○									○					1.3				20%未満	15%未満
新潟県	聖籠町															○					1.1				10%未満	10%未満
新潟県	弥彦村	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1				10%未満	10%未満
新潟県	田上町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			当町は申請があった内容について、定例教育委員会で個別に審査している。所得状況、民生委員からの情報提供等家庭状況を総合的に鑑みて、認定が必要という判断があれば認定している。		5%未満	5%未満
新潟県	阿賀町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○					1.3				15%未満	20%未満
新潟県	出雲崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3				15%未満	10%未満
新潟県	湯沢町	○	○	○												○				○	1.3		（１）○に規定する者に準ずると湯沢町教育委員会が認めた者であること。		10%未満	10%未満
新潟県	津南町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				5%未満	10%未満
新潟県	刈羽村	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				10%未満	10%未満
新潟県	関川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		経済的理由により特別な教育的配慮が必要であると教育委員会が認めたもの		10%未満	10%未満
新潟県	粟島浦村																								0%	0%

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （１）　費目毎の援助額																																										（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費														
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
30	30	0	0	0	3	3	3	26	26	0	0	0	0	3	3	3	26	26	0	7	7	1	1	1	1	0	0	1	23	23	0	6	6	6	0	0	0	20
新潟県	新潟市							○	11,520								○	41,360											○	22,883								平均支給額は、平成31年度予算に計上した単価
新潟県	長岡市							○	11,420								○	40,600		○	14,692								○	22,732								支給平均額は平成30年度の実績額を記入
新潟県	三条市							○	11,520								○	50,600											○	24,000								支給平均額は、平成31年度予算に計上した単価
新潟県	柏崎市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	35,000								通学費はH30（2018）実績なし。修学旅行費、医療費及び学校給食費の支給平均額は、Ｒ元（2019）年度予算計上単価。体育実技用具費、校外活動費及びPTA会費の支給平均額は、Ｈ30（2018）年度実績の平均単価。
新潟県	新発田市							○	11,420								○	40,600		○	3,500								○	23,458								・体育実技用品は、授業を受ける児童が必ず購入することとされている場合に限り支給。 （スキー：上限26,020円　スケート：上限11,590円） ・体育実技用品及び生徒会費（児童会費）は、昨年度までの支給実績がないため、当初予算の措置なし。 ・支給平均額については、H31予算の単価を使用。 ・通学用品費は、１学年を除く（1学年は、新入学用品費を支給するため）。
新潟県	小千谷市							○	11,520								○	50,600										○	○	30,000								■交通費　（交通機関）片道の通学距離が学齢児童4km、学齢生徒6km以上の交通費（交通機関の運賃）。ただし、学区外、区域外通学者は除く。特別支援学級の場合、通学距離は問わない。（自家用車）特別支援学級在籍者が自家用車通学する場合の燃料代 ■支給平均額　平成31（令和元）年度予算計上単価
新潟県	加茂市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	17,227								・「支給平均額」は平成30年度実績額から算出 ・通学費はスクールバス運行のため支給該当なし
新潟県	十日町市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	31,452								・支給平均額は平成30年度実績額に基づいた金額 ・通学費は別事業の遠距離通学補助金またはスクールバス対応としているため基本的に支給な
新潟県	見附市							○	11,420								○	40,600		○	39,290								○	21,490								平成３１（令和元）年度予算に計上した単価 を記載 体育実技用具費は、スキー授業実施校の1年生及び4年生のみ支給 通学費は、児童が市外学校へ通学する場合に支給
新潟県	村上市							○	11,520								○	50,600											○	25,000								
新潟県	燕市							○	11,520								○	50,600											○	24,000								支給平均額は令和元年度予算計上単価
新潟県	糸魚川市							○	11,520								○	50,600											○	34,000								
新潟県	妙高市							○	11,520								○	50,600					○	39,620	0				○	34,194								通学費については、支給実績なし。
新潟県	五泉市							○	11,520								○	50,600											○	26,000								支給平均額については令和元年度予算に計上した単価 体育実技用具費については実績なし 通学用品費については１学年以外の学年に支給
新潟県	上越市							○	11,520								○	40,600		○	0											○	21,490	21,490				平均支給額は平成30年度実績から算出 通学費の支給実績は無かった。
新潟県	阿賀野市							○	11,520								○	50,600											○	24,220								
新潟県	佐渡市							○	15,220								○	40,600											○	22,200								学用品費は1年生が12,990円、それ以外は15,220円。 通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含まれる。 修学旅行費、学校給食費、医療費はH30年度実績額。 要保護児童生徒援助費補助金単価が変更となった費目については、補正対応予定。
新潟県	魚沼市							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				
新潟県	南魚沼市							○	11,420								○	40,600											○	29,964								平成３１（令和元）年度予算に計上した単価を記載（今後単価改定の予定はあるが、単価について確定していない）。 平均単価は３０年度の実績額
新潟県	胎内市							○	11,520								○	50,600											○	26,000								
新潟県	聖籠町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				生徒会費は対象費目であるが支給実績なし。 PTA会費及び学校給食費の支給平均額は、平成30年度の実績額である。
新潟県	弥彦村							○	11,520								○	40,600											○	13,645								・執行見込額による記入が困難なため、30年度実績を記入。 ・学校給食費　小3、17%。
新潟県	田上町				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600																○	21,670	21,670				
新潟県	阿賀町							○	11,520								○	50,600											○	26,000								
新潟県	出雲崎町				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600																○	21,670	21,670				令和元年度予算単価
新潟県	湯沢町				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600																○	21,670	21,490				・体育実技用品費、修学旅行費、校外活動費(宿泊なし)、クラブ活動費：支給平均額欄の執行見込み額による記入が困難なため、平成31年度予算計上額を記入。 ・校外活動費（宿泊有）：支給対象項目ではあるが、平成30年度は実績なし。 ・医療費：支給対象項目ではあるが、平成28年10月より湯沢町の子供医療費が無料となったため、実績なし。
新潟県	津南町							○	11,420								○	50,600											○	40,000								
新潟県	刈羽村							○	11,520								○	50,600											○	27,707								実費の欄に記入したものはＨ３０の実績により入力しました。 小学校においては、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代等、医療費の費目はありません。
新潟県	関川村							○	11,520								○	50,600				○							○	25,000								
新潟県	粟島浦村																																					

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 ２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （１）　費目毎の援助額																																									（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費													
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
30	30	0	0	0	3	3	3	26	26	0	0	0	0	3	3	3	26	26	0	7	7	1	1	1	1	0	0	1	23	23	0	6	6	6	0	0	0	19
新潟県	新潟市							○	22,510								○	48,280											○	76,728								平均支給額は、平成31年度予算に計上した単価
新潟県	長岡市							○	22,320								○	47,400		○	33,012								○	68,790								支給平均額は平成30年度の実績額を記入
新潟県	三条市							○	22,510								○	57,400											○	73,000								支給平均額は、平成31年度予算に計上した単価
新潟県	柏崎市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	76,000								通学費はＨ30（2018）実績なし。修学旅行費、医療費及び学校給食費の支給平均額は、Ｈ元（2019）年度予算計上単価。学校給食費は学年で金額が異なり、支給額が多い中学1・2年と中学3年の割合は2：1。校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費の支給平均額は、Ｈ30（2018）年度の平均単価。
新潟県	新発田市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	77,558								・体育実技用品は、授業を受ける児童が必ず購入することとされている場合に限り支給。 （柔道：上限7,510円　剣道：上限51,940円　スキー：上限37,340円　スケート：上限11,590円） ・支給平均額については、H31予算の単価を使用。 ・通学用品費は、１学年を除く（1学年は、新入学用品費を支給するため）。
新潟県	小千谷市							○	22,510								○	57,400										○	○	70,000								■交通費　（交通機関）片道の通学距離が学齢児童4km、学齢生徒6km以上の交通費（交通機関の運賃）。ただし、学区外、区域外通学者は除く。特別支援学級の場合、通学距離は問わない。（自家用車）特別支援学級在籍者が自家用車通学する場合の燃料代 ■支給平均額　平成31（令和元）年度予算計上単価
新潟県	加茂市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	68,432								・「支給平均額」は平成30年度実績額から算出 ・通学費はスクールバス運行のため支給該当なし
新潟県	十日町市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	69,290								・支給平均額は平成30年度実績額に基づいた金額 ・通学費は別事業の遠距離通学補助金またはスクールバス対応としているため基本的に支給な
新潟県	見附市							○	22,320								○	47,400		○	79,410								○	57,590								平成３１（令和元）年度予算に計上した単価 を記載 体育実技用具費は、スキー授業実施校の1年生のみ支給 通学費は、生徒が市外学校へ通学する場合に支給
新潟県	村上市							○	22,510								○	57,400											○	70,000								
新潟県	燕市							○	22,510								○	57,400											○	78,000								支給平均額は令和元年度予算計上単価
新潟県	糸魚川市							○	22,510								○	57,400											○	55,000								
新潟県	妙高市							○	22,510								○	57,400					○	80,070	54,599				○	69,054								
新潟県	五泉市							○	22,510								○	57,400											○	86,000								
新潟県	上越市							○	22,320								○	47,400		○	33,286											○	57,590	57,590				平均支給額は平成30年度実績から算出
新潟県	阿賀野市							○	22,510								○	57,400											○	75,800								
新潟県	佐渡市							○	26,820								○	47,400											○	77,000								学用品費は1年生が24,590円、それ以外は26,820円 通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含まれる。 修学旅行費、学校給食費、医療費はH30年度実績額。 要保護児童生徒援助費補助金単価が変更となった費目については、補正対応予定。
新潟県	魚沼市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				
新潟県	南魚沼市							○	22,320								○	47,400											○	66,265								平成３１（令和元）年度予算に計上した単価を記載（今後単価改定の予定はあるが、単価について確定していない）。 平均単価は３０年度の実績額。体育実技用具費は、スキーの場合の額。
新潟県	胎内市							○	22,510								○	57,400											○	77,000								
新潟県	聖籠町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				PTA会費及び学校給食費の支給平均額は、平成30年度の実績額である。
新潟県	弥彦村							○	22,510								○	47,400											○	63,186								・執行見込み額による記入が困難なため、30年度実績を記入。 ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし。 ・学校給食費　中1、35%。
新潟県	田上町				○	22,510	22,510								○	57,400	57,400															○	60,300	60,300				
新潟県	阿賀町							○	22,510								○	57,400											○	90,000								
新潟県	出雲崎町				○	22,510	22,510								○	57,400	57,400															○	60,300	60,300				令和元年度予算単価
新潟県	湯沢町				○	22,510	22,510								○	57,400	57,400															○	60,300	60,300				・体育実技用品費、修学旅行費、校外活動費(宿泊なし)、クラブ活動費：支給平均額欄の執行見込み額による記入が困難なため、平成31年度予算計上額を記入。 ・校外活動費（宿泊有）：支給対象項目ではあるが、平成30年度は実績なし。 ・医療費：支給対象項目ではあるが、平成28年10月より湯沢町の子供医療費が無料となったため、実績なし。
新潟県	津南町							○	22,320								○	57,400											○	50,000								
新潟県	刈羽村							○	22,510								○	57,400											○	74,578								実費の欄に記入したものはＨ３０の実績により入力しました。 中学校においては、クラブ活動費、卒業アルバム代等、医療費の費目はありません。
新潟県	関川村							○	22,510								○	57,400				○							○	80,000								H30年度実績なし
新潟県	粟島浦村																																					

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																						Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況										2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の横置	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
30	30	2	0	1	2	5	3	21	2	2	0	0	0	0	1	0	0	8	1	1	1	2	5
新潟県	新潟市	○		○	○	○	○											○	○				
新潟県	長岡市							○										○					
新潟県	三条市							○															
新潟県	柏崎市							○										○				ＰＴＡ等が主体となって制服や体操着のリサイクルを行っている学校がある。	
新潟県	新発田市							○														フードバンクしばたこども支援プロジェクト：米や食料を無料で提供する。	学校病の医療券では、アレルギー疾患や歯肉炎等による疾患が助成の対象にならないが、実際にはその区別が難しく、受信先の医療機関でも、レセプトの請求方法が複雑で混乱を招くケースが生じている。 当市教育委員会では、医療事務担当の職員がいないため、具体的な説明ができず苦慮している。
新潟県	小千谷市							○										○					
新潟県	加茂市						○											○					
新潟県	十日町市	○																					
新潟県	見附市							○										○					
新潟県	村上市							○															
新潟県	燕市								○	毎年、認定の有無に関わらず、児童生徒の保護者全員に次年度の申請案内を学校から配付している。										○	毎年、認定の有無に関わらず、児童生徒の保護者全員に次年度の申請案内を学校を通じて配付する他、年度途中に世帯構成に変更があった場合に保護者に対して随時就学援助制度について案内している。		
新潟県	糸魚川市					○																	
新潟県	妙高市							○							○								
新潟県	五泉市							○										○					
新潟県	上越市					○																	・子ども医療費助成制度（小学校就学前児童にかかる一部負担金は無料。18歳の誕生日後の最初の3月31日まで） 一部負担金　　入院：1日1,200円 　外来：1回　530円（同一月に同一医療機関において、5回以上受診された場合5回目以降の負担金なし） 　調剤：一部負担金なし 　訪問看護：1日250円 ・ひとり親家庭等医療費助成制度（小学校就学前児童にかかる一部負担金は無料。18歳となった最初の3月31日までの児童（障害児の場合は20歳未満）を監護しているひとり親家庭のははまたは父、あるいはそれに準ずる家庭） 　　一部負担金 　　上記、子ども医療費助成制度と同じ
新潟県	阿賀野市							○															・中学入学時において部活動にかかる諸経費の補助。 ・小学校への学用品費の補助。（算数セット、画材セット、メロディオン、書道セット、ソプラノリコーダー、彫刻刀セット、裁縫セット） ・中学校への学用品の補助。（アルトリコーダー、アクリルガッシュセット）
新潟県	佐渡市							○										○					
新潟県	魚沼市							○															
新潟県	南魚沼市				○	○																	就学援助が認定とならなかった人については、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度を案内している。
新潟県	胎内市							○															
新潟県	聖籠町							○															
新潟県	弥彦村							○															
新潟県	田上町							○															
新潟県	阿賀町							○															
新潟県	出雲崎町							○															
新潟県	湯沢町					○	○																
新潟県	津南町							○															
新潟県	刈羽村							○															
新潟県	関川村							○															
新潟県	粟島浦村								○	該当する家庭がなかった。													今のところ困難な家庭が現れていない。現れれば村長部局と協議の上対応する。なお、所得にかかわらず、修学旅行、交流学習、の旅費は、村が全額負担し、給食費も無料としている。